

## (参考資料) 商品見本関連法令等

本資料は、商品見本に関する関係法令等を整理したものです。商品見本としての取扱いは、関税定率法、関税定率法施行令及び関税定率法基本通達に基づき判断されます。

### 1 関税定率法

#### (無条件免税)

第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 六 注文の取集めのための見本。ただし、見本用にのみ適すると認められるもの又は著しく価額の低いものとして政令で定めるものに限る。

### 2 関税定率法施行令

#### (著しく価額の低い見本の指定)

第十三条の三 法第十四条第六号(注文の取集めのための見本の無条件免税)に規定する著しく価額の低いものとして政令で定める見本は、次に掲げる物品(酒類を除く。)で課税価格の総額が五千円以下のものとする。

- 一 見本のマークを附した物品その他見本の用に供するための処置を施した物品
- 二 前号に掲げるものを除き、見本に供する範囲内の量に包装した物品又は一個(個数により数えられないものについては、一包装。以下この号において同じ。)の課税価額が千円以下の物品(種類及び性質を同じくするものについては、そのうちの一個に限る。)

### 3 関税定率法基本通達

#### 第9節 無条件免税

##### (注文の取集めのための見本の無条件免税)

14—9 法第14条第6号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1)「注文の取集めのための見本」とは、既に生産されている特定の種類の貨物を代表する物品又は生産が計画されている貨物を示す物品で、これらによつて代表される種類の物品の注文を取り集めるために使用されるもの(その一部を含む。)をいい、市場の需要傾向等の調査のための物品及び見本である旨を示すラベル等を含み、製作のための見本は含まない。

(2) 上記(1)の認定は、仕入書等又は貨物の種類、性質若しくは形状により行う。

(3) 「見本用にのみ適すると認められるもの」とは、次に掲げるものをいう。

イ 人造プラスチック、ゴム、皮革、木材、コルク、さなだ類、紙、紡織用繊維糸、織物類、石、石綿、ガラス、卑金属等を特定の長さに切断し又はシート、スラブその他これらに類する形状にしたものであって、見本用以外には使用できない寸法のもの

ロ くぎ類、びよう、かすがい、スパイク、画びよう、ボルト、ナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含む。）、ねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品及びバックル、フック、ボタン、ボタン飾りボタン、カフスボタン、プレスファスナーその他衣類の附属品又は装飾品として通常使用される小形の物品については、種類又は寸法の異なるごとの 1 個又は 1 組（同一物品を数個カードに取り付けて見本にしたものを含む。）（真珠、貴石、半貴石又は貴金属若しくはこれを張つた金属を用いたものを除く。）

ハ 人造プラスチック、ゴム、皮革、木材、コルク、組物材料、紙、板紙、織物類及びこれらで製造した衣類、はき物、帽子その他の製品については、切断し、あなをあけ、抹消できない見本のマークを付し又はその他の処置をしたものであって見本用以外には使用できないもの（輸入の許可前に輸入者の申出により当該処置を保税地域で行ったものを含む。）

ニ 貨物の形状、性質、性能等から勘案して見本用以外には、使用できないと認められるもの。

(4) 令第 13 条の 3 に規定する「課税価格の総額」とは、注文取集めのための見本のみの 1 申告の課税価格（従量税品については、法第 4 条から第 4 条の 9 までの規定に準じて算出した価格をいう（令第 1 条の 2 第 3 号）。）の合計額をいう。この場合における 1 申告とは、1 荷受人が 1 荷送人から輸入する貨物に係る 1 申告をいい、仕入書を分割して 2 申告以上としたものについては、1 申告とみなす。なお、課税価格の総額が 5,000 円を超えるものについては、令第 13 条の 3 の規定の適用はなく、全体に対して課税することになるから、留意する。

(5) 令第 13 条の 3 各号に掲げる物品の取扱いについては、次による。

イ 第 1 号《見本のマークを付した物品等》に規定する「物品」とは、見本のマークを付し、又はその他の処置（試供品の表示等）を施したことにより通常見本用に供すると認められるものをいい、全部又は一部が同じ種類又は同じ性質のものであるかどうかを問わない（輸入の許可前に輸入者の申出により当該処置を保税地域において行ったものを含む。）

ロ 第 2 号《見本に供する範囲内の量に包装した物品等》に規定する「見本に供する範囲内の量に包装した物品」とは、見本の表示等はないが通常見本に供すると認めら

れる程度の量に包装したものをいい、全部又は一部が同じ種類又は同じ性質のものであるかどうかを問わない。

- ハ 第2号に規定する「1個の課税価格が1,000円以下の物品」とは、従量税品の場合には、法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格が1,000円以下の物品をいう（令第1条の2第3号）ことに留意する。
- ニ 第1号又は第2号に該当する物品がいずれの号にも該当しない見本とともに輸入される場合であっても、1申告の課税価格の総額が5,000円以下である場合においては、第1号又は第2号に該当する物品について法第14条第6号の規定の適用がある。

## （参考）商品見本の例示及び留意事項

商品見本として取り扱われるものの例としては、次のようなものがあります。

- 「SAMPLE」「見本」などの表示や刻印がされていて、見本用であることが明らかなもの（関税定率法施行令第13条の3第1号、関税定率法基本通達14—9(5)イ）
- 穴あけ、切断、切り込みなどが施され、通常の商品としては使えないようにしたもの（関税定率法基本通達14—9(3)ハ）
- 生地、革、木材、紙、ガラス、金属などを、見本用以外には使用できない寸法の小片や板片状等にしたもの（関税定率法基本通達14—9(3)イ）
- 小さな付属品類（ねじ、ボタン、金具など）を、種類や寸法ごとに1個または1組、見本として示すもの（関税定率法基本通達14—9(3)ロ）
- 見本として示すのに必要な少量包装がされたもの（関税定率法施行令第13条の3第2号、関税定率法基本通達14—9(5)ロ）
- 1個当たりの課税価格が1,000円以下で、かつ1申告全体の課税価格総額が5,000円以下のもの（酒類を除く）（関税定率法施行令第13条の3本文・第2号、関税定率法基本通達14—9(4)、(5)ハ）

※ 上記は商品見本を例示したものです。商品見本は、関係法令で定めた注文の取集めのための見本の要件を満たしているかに加え、貨物の種類、性質、形状、用途、表示・包装の状況、課税価格等を踏まえて個別に判断されます。